

平成29年度第10回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成29年12月8日(金)						
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室						
開会時間	13時30分						
閉会時間	14時45分						
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠	
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席	
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席	
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席	
	4番	庄倉 三保子	出席				
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席	
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席	
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席	
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席	
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席	
	13番	吉次 純一郎	出席				
議事録署名委員	10番	恩田 真季		11番	林原 敏夫		
出席吏員	事務局長補佐 亀尾憲司 事務員 田邊操枝 産業課課長補佐 竹中智彦						
傍聴人	1人						

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積計画案の決定について
第3号	農用地利用配分計画の意見照会について
第4号	非農地判定農地(相続放棄)の取り扱いについて
報告事項	(1) 農地復元完了届について (2) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
その他	(1) 遊休農地の意向調査について (2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」策定について (3) 活動管理簿(機構集積支援事業)に基づく報償費の廃止について (4) 平成30年農作業標準労働賃金協定策定に係る委員の選出について (5) 平成29年度第11回南部町農業委員会総会の開催日

日程及び提出 議案の題目	(発言者)										
1. 開 会	局長補佐	平成 29 年度第 10 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会法第 21 条及び農業委員会会議規則第 5 条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。									
2. 挨拶	会 長	— 省略 —									
	局長補佐	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。									
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、10 番 恩田真季委員、11 番 林原敏夫委員、書記につきましては田邊事務員をお願いします。									
4. 議 事 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。									
	局長補佐	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 4 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 1 頁）】 番号 1 土地の表示 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>登記・田</td> <td>現況・田</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>登記・田</td> <td>現況・田</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>登記・田</td> <td>現況・田</td> <td>m²</td> </tr> </table> 合計：3 筆 m ² 、申請人： 、用途：集合住宅 備考：この申請地は農振農用地除外地です。申請地は半径 500m 以内に公共・公益施設があり、かつ町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は住宅用地です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。この区域につきましては、隣地の方からの同意書、水利組合からの同意書を貰っておられます。	登記・田	現況・田	m ²	登記・田	現況・田	m ²	登記・田	現況・田	m ²
	登記・田	現況・田	m ²								
	登記・田	現況・田	m ²								
登記・田	現況・田	m ²									
議 長	1 号議案につきましては現地調査を行っておりますので、庄倉委員より現地調査報告をお願いします。										
庄倉委員	本日 9 時より、恩田会長、市川職務代理、糸田委員、野口龍馬委員、井上武委員、庄倉、亀尾局長補佐の 7 名で現地調査を行いました。 現地調査資料の 1 ページを開いて下さい。申請地は、から に向かう県道を入った直ぐの所を に入った右側になります。2 ページをご覧くださいと、道とあるのが です。 と の間に農道があります。道の左側に 建ってまして、その向かい側になります。3 ページには配置図が書いてあります。A 棟、B 棟の 2 棟の計画です。雨水排水は道路側の上側に流れる形です。下水は 2 ヶ所あります。進入路 5.0 と書いてあります所と、真ん中の所に汚水の排水があります。道路の真ん中に汚水管が通っていて、そこ										

		に放水されます。雨水は道路を横断して向こう側に排水路があります。赤で線が引いてある所にはL型の擁壁を配置して隣との境界を区切るということです。右側の用排水がある所もL型で区切られていて問題ないと思いました。ここは が建っていますが施設設置の許可も取っておられますし問題は無いと感じました。以上です。
	議 長	1号議案につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。
議案第2号 農用地利用 集積計画案 の決定につ いて	議 長	『議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書2～14頁)】</p> <p>[新 規]</p> <p>整理番号 ; 122番 ～ 123番 設定を受ける者 : 2名 設定をする者 : 2名 設定をする土地 : 5筆 計 8,799㎡</p> <p>[再設定]</p> <p>整理番号 ; 124番 ～ 134番 設定を受ける者 : 9名 設定をする者 : 10名 設定をする土地 : 10筆 計 32,347㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合に続きますが、配分計画に変更があった為、本日配っておりますものと差し替えをお願いします。 [農地中間管理権を取得する場合]</p> <p>整理番号 : 138番～ 148番 設定をする者 : 11名 設定をする土地 : 24筆 計 41,548㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議 長	2号議案につきまして質疑を受けます。
	糸田委員	意見ですが、農地の利用集積を促進するのに、今は基盤法と農地中間管理事業があります。国は農地中間管理事業での集積を推進しています。その事業を通して農地を集積すれば、ソフト、ハードなり各種補助事業の対象となります。相対での基盤法での利用権設定も良いですが、農地中間管理事業に乗れる設定であれば、そちらの方に誘導して積極的に活用していくべきではないかと考えます。
	議 長	おっしゃいますことは十分理解できます。しかし農地中間管理事業では10年以上が設定の対象になります。この間にどのような状況が生じるか分かりません。ご高齢の独居老人の方などは10

		年という長い契約ではなく、基盤法による数年での設定を希望される場合もあります。後継者や相続の問題など個々それぞれの事情に応じて、その方に一番合う方法で行いたいと考えます。ケースバイケースで対応したいと思います。糸田委員のご意見も参考にさせていただきます。他にございませんか
	作野委員	139 番から 143 番の賃借料についてお伺いします。農地中間管理機構を通す場合について、他は 7,000 円や 9,000 円で賃借料が設定されていますが、無償というのはどのような理由があってですか。
	産業課長 補佐	が借りる農地については有償と無償の所があります。今回のですが、無償の農地につきましては、貸し付ける方には参加されています。法人には無償での貸し付けとなりますが、 から日常的な管理を再委託され、以前にも説明があったと思いますが、収益部分を から従事者でもある貸し人に配当される形になります。農地に対する貸賃では無く、 からの従事者配当金が支払われます。また、中山間直接支払に加入されるようになっていきます。通常、貸し借りがあるものについては、借り人である耕作者が中山間の加入者として配分等をもたらされる形ですが、の場合は管理を再委託される形ですので、関係者賃 円の半分 円は個人配分されます。このような取り決めを地域でされていますので 0 円で一致されています。 の 3 筆につきましては、法人の営農区域エリア外ですので通常の貸借で物納となっています。
	作野委員	分かりました。
	議 長	他にございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	『議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決決定されました。
議案第 3 号 農用地利用配 分計画 (案) の 意見照会につ いて	議 長	議案第 3 号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。
	竹中補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を受け手ごとに朗読(議案書 16～18 頁)】 [利用配分計画] 設定を受ける者 : 2 法人、1 名 設定をする土地 : 24 筆 41,548 m ²
	議 長	整理番号 2 番を除いて質疑を受けます。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第 3 号 農用地利用配分計画(案)の意見照会について』整理番号 2 番を除いて議決承認されました。 整理番号 2 番について質疑を受けますが、糸田委員さんは法人の役員さんですので退室をお願いいたします。
		(糸田委員退室)

	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、『議案第 2 号 農用地利用配分計画(案)の意見照会について整理番号 2 番』は議決承認されました。
		(糸田委員入室・産業課課長補佐退室)
議案第 4 号 非農地判定 農地(相続放 棄)の取り扱 いについて	議 長	議案第 4 号『非農地判定農地(相続放棄)の取り扱いについて』上程します。提案者の説明を求めます。
	局長補佐	<p>議案書の 19 ページです。集落地内にある 8 筆についてです。(対象農地字名・面積・所有者・意向・調査状況の朗読)</p> <p>何故、議案に上げたのか説明します。11 月の総会で説明しました“非農地通知、法務局への届出”に関連した案件です。相続放棄をされると財産管理人という方が決まってきます。今回は財産管理人からの申し出による案件です。財産管理人は、相続者の方が放棄されていて相続者のいない状況にあるこの 8 筆について、どのような処理を行うかが仕事です。通常ですと農地の所有権移転をするには、農地法第 3 条により農業委員会の許可が必要です。本来ならば 3 条の申請が出ないといけない案件ですが、この 8 筆は遊休農地調査を行う中で非農地判定された農地です。非農地で農振農用地ではない農地については、11 月の総会で説明しました新しい制度により、農業委員会が非農地と判断した場合、町の手続きを経て法務局に関係書類を届けることにより登記が変わります。法務局に届けるにあたり何が必要かと言いますと、所有者からの承諾書です。今回の 8 筆は所有者が亡くなっていますので相続財産管理人から承諾書を頂く手筈です。今日の総会で議決しましたら、事務局で承諾書を頂いて、関係書類も添えて法務局に届けてもらうように町に働きかけます。議案書の 20 ページが“非農地通知”です。様(相続財産管理人様)宛です。この通知の様式は全国的に決まっています。(非農地通知書朗読)21 ページは承諾書です。この様式は定まったものではなく、鳥取県農業会議等に相談しながら南部町独自の承諾書を作りました。(承諾書朗読)尚、先月の総会で十分に確認した上でとありました。よって 12 月 4 日に、担当地区の推進委員である 委員と税務課の職員と私の 4 名で現地に行って非農地であることを再確認しました。</p> <p>もう 1 点、何故今の時期に行なうのかです。通常の流れでは来年 3 月の総会に上げる案件です。遊休農地調査をされて、意向調査をされ、最終的に結果が出るのは 3 月です。この 1 件だけ今出てきたのは財産管理人からの申し出があったからです。財産管理人はこの農地を処分したい。ここが他の非農地と違うところです。財産管理人さんに伺いましたところ、法務局で農地外になった後には 集落の方々がこの土地を利用したいということです。集落の方が管理をしたいと言われている今の時期に動かなければ時期を逸してしまい、農地のまま中途半端な状況が続いてしまう。その為、今の時期での申請となりました。</p>

	議 長	議案第 4 号につきまして質疑を受けます。
	井上雅夫 委員	相続人はおひとりですか。
	局長補佐	相続人の数は不明確です。相続人が全員放棄をされないと相続放棄にはなりません。相続人が何人おられるのか事務局では把握していませんが、全員放棄をされているということです。
	井上雅夫 委員	分かりました。
	作野委員	承諾書の文面で、3 番の“不服を”か“不服の”のどちらですか。
	局長補佐	すみません。“不服を申し立しない”に訂正をお願いします。
	議 長	日南町、三朝、鳥取で、相続の関係ではありませんが登記変更の話が上がっているそうです。法務局では受け入れ態勢ができています。ご異議ございませんか。
		(異議を唱える者なし)
	議 長	異議なしと認め、『議案第 4 号非農地判定農地(相続放棄)の取り扱いについて』は議決承認されました。
5. 報告事項 農地復元完了届について	議 長	報告事項『農地復元完了届について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	【『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地復元完了届について』朗読 (議案書 22 頁)】
	議 長	何かご質問はありませんか。(質問、意見なし) ないようですので報告を終わります。
(2) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用について	議 長	『農地法第 5 条第 1 項の規定に一時転よる農地用について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	【『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転届について』朗読 (議案書 23～24 頁)】 賃借料は 10 a あたり 3 万円という契約書の写しを頂いています。
	議 長	何かご質問はありませんか。(質問、意見なし) ないようですので報告を終わります。
(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について	議 長	『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』朗読 (議案書 25 頁)】 解約の理由ですが、今年作付をされましたが、非常に排水が悪い為解約されます。今後は保安全管理をされるそうです。
	議 長	ご質問等ございませんか。(質問、意見なし) ないようですので報告を終わります。
6. その他 (1) 遊休農地の意向調査について	議 長	その他に入ります。『(1) 遊休農地の意向調査について』説明を求めます。
	局長補佐	本日、皆様にファイルをお配りしています。農振農用地以外の農地について意向調査をお願いします。農振農用地につきましては既にお話ししていますので、現在意向調査を進めておられると思います。それ以外の農地につきまして、来年の 1 月末を期限に意向調査をして頂きますようお願いいたします。

	議長	お聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見なし) ないようですので、1月末までの報告をお願いします。
(2)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」策定について	議長	『(2)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」策定について』説明を求めます。
	局長補佐	議案書 26 ページです。平成 29 年 10 月 17 日付けの鳥取県農業会議からの策定の通知です。“農業委員会等に関する法律第 7 条農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない”とありますが、南部町は設けていません。どのような事を指針にするのか 1～4 に書いてあります。(1～4 朗読) 27 ページが見本で送られてきたものです。事務局で指針の策定を準備中です。1 月の総会には皆様にご審議を頂くように準備をしているところです。
	議長	何かございませんか。(質問、意見なし) ないようですので、1 月には皆様にご提示したいとお思います。
(3)活動管理簿(機構集積支援事業)に基づく報償費の廃止について	議長	『(3)活動管理簿(機構集積支援事業)に基づく報償費の廃止について』説明をお願いします。
	局長補佐	資料はありません。毎年年度末に活動実績に応じて報償費をお支払いしていました。この報償費の財源は国、県、南部町へと入ってくる補助金からでした。29 年度からこの補助金の一部が廃止となりましたので報償費は廃止させていただきます。
	議長	何かございませんか。(質問意見なし)
(4)平成 30 年農作業標準労働賃金協定策定に係る委員の選出について	議長	『(4)平成 30 年農作業標準労働賃金協定策定に係る委員の選出について』提案者より説明を願います。
	局長補佐	毎年 1 月に作業標準労働賃金協定策協議会を立ち上げ、賃金の策定を行います。今回は新たに農地利用最適化推進委員さん 2 名加わって頂きます。1 月に会を行い広報なんぶで広報します。
	議長	何かございませんか。(質問、意見なし)
平成 29 年度第 12 回農業員会総会の日程について	議長	平成 29 年度第 11 回南部町農業委員会総会は、平成 30 年 1 月 9 日(火)に開催します。その日は新年会も行います。
その他	局長補佐	来年度の農業委員手帳をお配りしています。今お持ちの手帳に顔写真付きの証明書が付いていますが、3 年間の任期が記してありますので新しい手帳に入れ替えてお使いください。
	作野幹事長	(収穫祭決済報告)
8、閉会	議長	これにて平成 29 年度第 10 回南部町農業委員会総会を閉会します。